

平成28年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成28年 9月27日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 陳情第 3号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第60号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第61号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第62号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第63号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第64号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第65号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第11 認定第 1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 2号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 3号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 4号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 5号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 6号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 7号 平成27年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 1 8 認定第 8 号 平成 2 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 認定第 9 号 平成 2 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 0 認定第 1 0 号 平成 2 7 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 1 認定第 1 1 号 平成 2 7 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 1 2 号 平成 2 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 3 認定第 1 3 号 平成 2 7 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 1 4 号 平成 2 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 1 5 号 平成 2 7 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 1 6 号 平成 2 7 年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第 2 7 発議第 1 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 第 2 8 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 坂 本 美智代 君
- 2 番 東 まさ子 君
- 3 番 森 田 幸 子 君
- 4 番 篠 塚 信太郎 君
- 5 番 山 田 均 君
- 6 番 山 内 武 夫 君

- 7番 山下靖夫君
- 8番 原田寿賀美君
- 9番 山崎裕二君
- 10番 村山良夫君
- 11番 岩田恵一君
- 12番 北尾潤君
- 13番 梅原好範君
- 14番 鈴木利明君
- 15番 松村篤郎君
- 16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町長 寺尾豊爾君
- 副町長 畠中源一君
- 参事 伴田邦雄君
- 参事 山田洋之君
- 総務課長 中尾達也君
- 監理課長 木南哲也君
- 企画政策課長 久木寿一君
- 税務課長 松山征義君
- 住民課長 長澤誠君
- 保健福祉課長 大西義弘君
- 子育て支援課長 津田知美君
- 医療政策課長 藤田正則君
- 農林振興課長 栗林英治君
- 商工観光課長 山森英二君
- 土木建築課長 山内和浩君
- 水道課長 十倉隆英君
- 会計管理者 下伊豆かおり君

瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教 育 長	松本和久君
教 育 次 長	川 寫 勇 人 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書 記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番議員・岩田恵一君、12番議員・北尾 潤君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が行われました。

本日、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。議員の皆様、大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） おはようございます。

9月1日の平成28年第3回京丹波町議会定例会の初日に、町長からの報告のありました報告第5号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会の経営状況の中で、売上総収益の額を4億2,475万8,260円と申し上げておりましたが、正しくは4億2,745万8,260円でございますので、ここに訂正をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

《日程第3、陳情第3号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書》

○議長（野口久之君） 日程第3、陳情第3号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

原田産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（原田寿賀美君） 改めまして、おはようございます。

本日は、傍聴、大変ご苦勞さんでございます。

それでは、ただいまより、陳情第3号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書につきまして、議会運営委員会等におきまして、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会で十分な調査研究をし、審査するよう決定なされました。

閉会中ではありましたが、2月9日に合同委員会を行いまして、委員会では事務局の取りまとめによる土地の調査結果の報告や道路及び上下水道施設の町所管課から現状報告を受けた後、道路及び上下水道の所管委員会である産業建設常任委員会で審査していくことが確認されました。

産業建設常任委員会では、その後、陳情者であるグリーンハイツ区区長様を初め、役員の方々への参考人聴取や現地踏査を含め5回の協議を積み重ね慎重に審査をしてまいりました。

ご承知のとおり陳情の趣旨は、平成16年9月6日、丹波町時代の団地管理事業移管譲渡契約に基づき、開発業者からグリーンハイツ区自治会に移管譲渡された道路及び上下水道等、行政が所有維持管理すべき公共的施設の町への早期移管を求めるものであります。

契約締結後12年、さらには町が合併をいたしまして11年が経過をする今日においても、全ての施設について町への移管が実現していないものの、自治会から要望に基づき町が順次上下水道及び町営バス路線の道路の維持補修管理を実施しているところであることも確認をいたしました。

本委員会といたしましては、区自治会所有の土地等不動産の一部には道路用地以外の施設用地、原野等が含まれており、道路用地区域が明確に分筆できておらず、町の道路用地の寄附要件を満たしていないことなど上下水道施設の移管も含め、町移管への最も大きな課題であることの認識に立ち、課題解決に向けて具体的な手法として、自治会による自主的な確定測量の実施や町による国庫補助事業を活用して地籍調査を実施し、結果的に確定測量を行う方法や他市の例により地上権設定契約または使用貸借契約を締結する手法など調査研究を重ねたところであります。いずれも多額の費用や事業量の増大、さらには約650人の土地所有者のうち所在不明者があることも考えられ、境界確定が困難であることが予想されるなどの課題も共通認識としたところであります。

このように、解決すべき課題は多くあるものの、京丹波町が発足する以前から長年積み重ねてこられた自治会の要望活動や区民の切なる思いを真摯に受け止め、町が積極的にグリーンハイツ区との協議の場を設け、団地管理事業移管譲渡契約書第11条、施設財産の行政移管を履行のための課題解決に向け、速やかに取り組みを進めていくよう強く求めるものであ

ります。

さらに、移管までの間は、町営バス運行路線と同様、覚書を締結し、総合的にまた段階的に施設の維持管理を行うなどの目に見える対策を講じるよう求め、全会一致での趣旨採択となりました。審査の結果は、お手元に配付の陳情審査報告書のとおりであります。

なお、審査結果につきましては、議長から陳情者はもとより、町長にも報告させていただきます。陳情の処理経過及び結果を議会にも報告するよう請求する予定であります。

以上、報告とさせていただきます。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、報告のとおりであります。

これより陳情第3号、グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書に対する質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 質疑ではないのですが、ここに提出してもらっている陳情書を読んできちっとする必要はないんですか。今は、陳情書の審議の経過を報告してもらったのですが、議会に配付してもらっているのが正式な文書だと思うので、これをきちっと読んでいただくということではないんですか。それを読んでもらったのですか。

○議長（野口久之君） この内容については、委員長の報告のとおりでございますので、別にございませぬ。

村山君。

○10番（村山良夫君） ちょっとお聞きをしたいのですが、この陳情書の範囲がここに書いてあります委員会の意見とその処置のところの部分であって、移管に関することについてまでは及んでいないという陳情書なのかどうか確認をしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 原田産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（原田寿賀美君） 村山議員ご指摘の部分でございますが、後半の部分に付随するものと理解をいたしております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第3号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書を採決

します。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

《日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(野口久之君) 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任と答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第5、議案第60号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第5、議案第60号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

篠塚君。

○4番(篠塚信太郎君) 消防団員の処遇の改善を図るために、団員が水火災、警戒、訓練等に出動した場合の出動手当を1,000円引き上げ、年額4,000円に改正しようとするにつにつきまして何点かお聞きをいたします。

まず1点目は、出動手当の引き上げに要する予算につきましては、既に当初予算で計上済みでありまして、条例改正が予算より後になったということになっておりますが、今回は。

これはどういう理由でこういうことになったのか、まずお聞きをいたします。

次、2点目であります。消防団員の処遇改善につきましては、昨年9月の第3回定例会一般質問で提案をしたところでありましたが、今回、現行年額3,000円を1,000円引き上げ4,000円に改正するということにつきましては、一定の評価をしているところではありますが、この引き上げ額を1,000円としたことと。年額を1回当たりにしなかったその理由についてお聞きをいたします。

次、3点目は、平成25年度から平成27年度までの3カ年平均の団員1人当たりの出勤回数は3.6回ということであり、こちらの調査であります。出勤手当が今年年額4,000円に引き上げられた場合、単純に割りますと、1回当たりの出勤手当の支給額が1,111円ということになるわけでありまして、京都府内の災害発生時、警戒、訓練等分かれておりますが、災害発生時の1回当たり平均出勤手当は2,117円であります。最高は京都市の1回当たり7,000円ということになっております、これは交付税措置の額であります。ということになっておりまして、年額と1回当たりでは、比較しても正確な値というのは出てきませんが、4,000円という額、1回当たりが平均で1,111円という額について、本町が支給する額について妥当な額であるのか。今後引き上げが必要であるのか。どのように考えておられるのかその見解をお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目の当初予算におきまして、予算措置をさせていただいておりますけれども、条例改正が伴っていなかった部分につきましては、条例の上程を漏らしていたものでございます。

それから、年額の費用弁償を1,000円引き上げをさせていただきました理由でございますけれども、これにつきましては、これまでの出勤実績等によりまして、おおむね団員1人当たり3回から4回程度の出勤という実績がございましたので、それを1回当たり直しますと、一般的な操法等の訓練とかの手当てにしますと、1回1,000円という形でお支払いをしておりますので、1回1,000円ということでそれを参考としながらおおむね4回ということでございますので、1,000円引き上げて4,000円とさせていただいたところでございます。

また、近隣の状況でございますけれども、南丹市さんにおきましても、現在、年額で4,000円という費用弁償の支払いを条例化されております。

従前より、南丹なり船井管内につきましては、密接に連携をしてきたという状況もございましたので、一定の参考とさせていただいたところでございます。

それから、現状で申し上げますと、府内の他市町の状況につきましては、ただいま篠塚議員が申されましたように、1回当たりの出動ということで、災害なり警戒、訓練それぞれ単価を定めてあるという状況でございますが、本町におきましては、先ほど申し上げましたような形で、近隣の状況等も参考としながら定めさせていただいたところでございます。

今後におきましても、今回改正をさせていただいて、本年度引き上げた金額で対応をさせていただきますので、今後状況を見きわめながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 条例改正を逃していたということで、これからこういうことはないだろうとは思いますが、条例と予算というのは一体的なもので、予算を積算する場合に条例が改正されていないと計上する根拠はないということになりますので、ということで、今後は条例改正を先にして、そこから予算計上をするという形をとっていただきたいというふうに要望をいたしておきます。

それで、出動実績が三、四回ということで、1回当たり1,000円にしたということ。近隣市町、南丹市を参考としたということで年額4,000円にしたということですが、京都府内の市町村で、団員の出動手当を年額で支給しているのは南丹市と本町の2市町だけでありまして、近隣市町といいますと、綾部も福知山も入るわけでありまして、そこでは1回当たりの支給ということになっております。

それと、平成23年10月28日付の消防庁長官からの消防団の充実強化についての通知文の内容につきましては、これも昨年9月に申し上げましたが、消防団員に対する報酬等の取り扱いの中で、出動手当について交付税単価より条例単価が低い市町村は、単価の引き上げを検討していただきたいという文書が来ているはずでございます。

ちなみに、交付税単価は、1回当たりの支給額であります。これ、7,000円ですね。

そして、年額の支給では、なぜ1回当たりということを行いますと、出動回数と出動人員が多い部と少ない部では、出動1回当たりの支給額に大きな不公平があるわけでありまして、ですから、ほかの市町は1回当たりになっているわけでありまして。全ての部が同じ出動回数、人員ということはありませんね。

したがって、支給額の不公平を解消するのと。やはり1回当たり1,000円ということになりますと年額でも変わらないということになるのですが、京都府内の平均額ぐらいにはしてほしいなど。災害時は2,000円ぐらいにはしてほしいなどということを思ってい

ますので、やはり団員の士気を高めるためにも、1回当たりの支給方法に改正すべきであると私は考えますが、今後、見直しも検討したいという答弁も先ほどありましたので、くどいようですが、再度、もう少し具体的に今後の対応についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、条例改正を行った後の予算措置ということでございますので、今後につきましては十分注意をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、消防庁の長官の通知にもありますように、消防団の充実強化というところで、そういう方針が示されているところでございます。必ずしも府内全域で同様の措置がとられているものではございませんけれども、おっしゃいますように、本来、出動をいただいた団員への手当てという部分でもございますので、その部分につきまして、金額的な差も含めまして、十分検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 先ほど来、総務課長のほうから、今後も十分に検討していくという意向をお聞きしまして安心しているわけでございますけれども、こうした問題について検討するために本町では、京丹波町消防団組織等のあり方を検討する審議会が編成されております。その審議会において十分検討できる内容でございます。審議会のメンバーは内外の学識経験者、そして、最も現場をよく知る団関係者も含まれますので、その審議会の意向を十分に聴取して進めていくおつもりはあるのかお聞きさせていただきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町には消防等組織のあり方の審議会が設置をされております。一般的には団の再編とかそういったものも含めまして、また、費用弁償等の部分も含めまして検討をすることとなってございます。それと、前回、審議会が開催をされまして、それが平成20年でございますので、おおむね10年後において一定の再検討を行うというような方針も出されていたところでございますので、団の再編等に係りましては、今後、審議会のほうを開催して十分協議をしていきたいというふうに考えております。

あわせて、費用弁償につきましては、今回は現行の年額という部分で改善をさせていただいたところでもございますが、今後におきましてそういった問題も含めまして、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、他の議員の方から質問がありまして、その回答の内容と過日の常任委員会での課長の回答に、解釈の仕方かもしれませんが、若干の違和感を感じています。

常任委員会で年間1,000円を上げるということは823人ですか。だから82万3,000円です。同じ上げるのなら、もう少し上げるべきではないかと申し上げたときに、課長は、団員の方は金銭的なことでなく、町民の安心・安全を守るという崇高な精神で対応して活動していただいているとおっしゃって、そのことに何の検討もなかったのですが、今回は、これから状況を見て検討すると意見が変わったのですが、もう一度確認しておきますが、団員の崇高な精神で活動をしてもらっているということを1つの前提としまして、正直、経済的な支援については、年間1,000円と申し上げますのは、最近の調査ではお正月のお年玉ですね。小学生でも1,000円のお年玉では納得しない時代なんだと私は思うのですよ。そこを年間1,000円上げたことによって、団員の崇高な精神に対応しているんだというように考えておられるのかどうかだけでもう一度確認しておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 常任委員会のときに申し上げましたのは、団員さんが費用弁償等によって本来の業務をやっていただくというようなご質問がありましたので、まずは地域の安心・安全を守る一番身近な組織、力であるということをお願いしたまででございます。その上で、結果的に、今は年額での支給とさせていただいておりますけれども、その金額を1,000円引き上げをさせていただくということで申し上げたまででございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、常任委員会での課長の答弁についてお話がありましたけれども、崇高な精神で団員の方は活動していただいているので、金銭的なことは考えておられないとまでおっしゃいました。そうおっしゃいましたね。それだけ確認しておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 私どもがそういうふうに思っているということは一切ございません。まず、団員さんは、先ほども申し上げましたように、地域のために日夜、昼間もお仕事をされている中で、災害等の対応に当たっていただいているということを申し上げたまででございます。そういう精神だからお金を上げる必要がないということは一切申し上げたつもりはございませんし、そういうことではないというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私が申し上げたときに、団員の方の崇高な地域愛とか町民愛で活動していただいているのなら、その気持ちを年間1,000円上げるだけで対応されるのはいかがなものかということをお願いした。そのときに課長がおっしゃったのは、団員の方はそういう金銭的なことではないのだとおっしゃって終わったのですが、今話を聞いて

ますと、そういう崇高な気持ちで活動していただいているというような気持ちは全くないということのように聞こえるのですけども、それでいいのですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 何回も言いますけども、消防団員の皆さんは生業をお持ちの中で、地域のために日夜頑張っていただいているというところがございますので、全くそういうボランティア精神といいますか、地域愛でもって活動をされているというふうに理解をしております。そこに対しまして、団員の働きに対しまして、これまで一定年額3,000円の費用弁償をお支払いをしているところがございますので、その部分の費用弁償を若干ではありますが、改善をさせていただいたということがございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 当初予算の計上額が消防団員の費用弁償として497万円だったと思うのですが、今回4,000円に上げることによって、800人余り、三百二、三十万円になるかと思うのですが、この間に160万円から170万円ぐらいの差があるということですが、そのこの差の部分について答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 費用弁償の予算上での差額が約160万円程度ございますけども、これにつきましては、通常の団員さんが出動されるときに費用弁償と別に、本年度は消防の操法大会の年でございましたので、その町の代表の操法要員さんの訓練の手当てということで、1回1,000円を支出をさせていただきまして、予算上で総額で約160万円となっているところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 一方では、一般の出動手当に関しては年間である。操法大会の出場要員の方に関しては1回当たりと。ここに差があるように思うのですが、その点についてはどういうふうに考えられてそうになっているのか、また答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 操法大会への出場につきましては、毎日あるいは週に数回ということで、一定の計画を立てた上で訓練に当たっていただいておりますので、その部分の対応といたしましては、日額の1回当たりの対応でさせていただいているところでございます。そのほかの一般的な消防団員への費用弁償につきましては、年間を通じまして、訓練あるいは災害等の出動予測等によりまして、一律3,000円という形でお支払いをさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） もう1回年間のことに戻りますが、年間4,000円、多分消防団員の方が多い方、私が聞いた中では年間20回ぐらい出動されていると。災害であり、警戒であり、訓練等といったところであると。中には1回とかゼロ回の人もしらっしゃるのではないかという話を聞きました。20回出動されている方にしたら、4,000円を20回で割ったら200円、1回の方だったら4,000円というふうになるわけですので、やはり今まで篠塚議員等が言われておりますように、1回当たりに変えるといったことが必要だと思います。そのことに関してどういう認識でいらっしゃるのか、改めての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 年間を通じまして、訓練につきましては、ほぼ町内同様の訓練をやりますので余り差は生じないと思っておりますけれども、災害対応といった部分につきましては、当然地域差も出てきているという状況でもございますし、近年、災害のほうも頻発をしているという状況でございますので、その点につきましては、今後できるだけ不公平感の生じないような形で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

議案第60号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第61号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第61号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算

(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

篠塚君。

○4番(篠塚信太郎君) 歳出の22ページの消防施設費で、防火水槽設置事業が1,575万円の減額ということになっております。それに伴います歳入の3ページの消防費国庫補助金が523万6,000円皆減ということと。寄附金の消防施設整備事業寄附金が120万円減となったことにつきまして、何点かお聞きをいたします。

1点目は、当初予算の編成時には、防火水槽2基の設置に手を挙げておられる区があったということで予算計上はされたと思っておりますが、事業実施段階また国庫補助金の交付申請時点、本年度になってからこの設置を希望されていた区が手をおろされた。その理由は何か、まず1点目お聞きをいたします。

それと、設置2基が減額になって、またこれできないということになりますと、各集落の消防水利ですね。河川、ため池、消火栓、防火水槽ということになるのですが、消火栓は多分基準外だと思うのですが、充足率はどうなっているのかなと思うんです。やはり必要などころには設置をしていかないといけないということなので、手をおろされた理由は何か私も知りたいのですが、やはり充足率を向上させるためには、今後、防火水槽は何基ぐらい京丹波町全体で必要と見込まれているのか、この2点につきましてお聞きをいたします。

○議長(野口久之君) 中尾総務課長。

○総務課長(中尾達也君) まず、1点目の今回消防施設費で防火水槽設置事業の事業費を減額をさせていただきました。当初見込んでおりましたのは2基ということで、2地区からの要望があるということで、予算を計上をさせていただきました。今回、9月補正におきまして、減額をさせていただいておりますけれども、当初見込んでおりました1地区につきましては、手を挙げていただけなかったといえますか、こちらからも要請等もさせていただいたわけですけれども、結果的に要望等も出てこなかったということございまして、1地区のみとなったことから国庫補助事業の対象から外れましたので、今回減額をさせていただいたということでございます。

それから、本町におきます消防水利の充足率でございますけれども、充足率につきましては、町全体で73%となっております。これにつきましては、まず基準となりますのが200メートル間隔のメッシュを切っていきますので、そのメッシュの数が697ということでございまして、そのメッシュの中に実際に入っているのが509ということで、充足率が73%と出ているところでございます。したがって、単純にそのエリアで申し上げますと、

189のエリアが水利がないという状況でございます。ただ、全てが人家等を網羅した部分でもございませし、また、今回のこの充足率の中には、基準となります河川の水利につきましては含めていないという状況でございますので、その河川の部分を入れてまいりますと、充足率のほうももう少し上がるというふうに思っておりますが、最終の試算等はまだ行っていない状況でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 2地区で1地区が要望はされていたけども、結果的に手を挙げられなかったということで、その理由がちょっと知りたいんですけどね、わかっておればいいのですが。要望していたのに手をおろされたというのは、何か理由があると思うんですよ。私が推測するには、答えてもらった方が早いかもしれませんが、やはりこの用地を地元で確保して寄附をしないといけないということが1つ。なかなか用地確保がね、地元でやってもらわなということもありますし。事業寄附金が1基当たり60万円ということで、潤沢の財政なところと世帯数の少ないところでは、なかなか負担が難しい。できるところもありますし、なかなか難しいところもあるということがあります。したがって、1地区が手を挙げられなかった理由が用地とか事業寄附金の関係でありましたら、やはりこれは用地提供とか寄附金の額を見直す考えはないかお聞きをいたしておきます。

それと、充足率については73%ということで、正確な充足率、それから必要な防火水槽189基という明確な。この前、一般質問で聞いたときには、これは調べていないという話でしたけど、正確なものを聞かせてもらいましてよくわかりました。

そこで、現行のやり方ですと、要望のあった区を優先ということではないのですが、要望のあった区に設置するということになりますので、メッシュは埋められて充足率は上がってくると思うのですが、集落によって充足率に差が出てくるということもありますので、今後充足率が低い集落から設置をします。手が挙げられなかった今の現状では無理なんですけど、手が挙げられなくても、充足率が低いところは優先的に設置する計画を進めていく必要があると私は思いますが、その点につきまして見解をお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目ですけども、当初予算の段階におきましては、1地区からの要望は出ておりましたが、あと1地区につきましては、既存の古い水槽の取り壊しとかを要望をされておりましたので、それにかわる防火水槽の新設ということで、地元へも投げかけをしていた状況でございまして、地元から要望が上がってきたということではありませんでした。結果的に要望のほうも出てこないということでもございましたので、1基のみ

となったわけでございます。

それから、全般を通じましてですけれども、やはり現行の形で施設の整備を行うときに、まず地元で用地を確保していただいて、提供をしていただくというのが前提となっております。それに加えまして、今は、地元の負担額、一部負担金ということで寄附金によりまして1割の寄附をいただいている状況でございます。今、600万円ぐらいの整備費がかかりますので、おおむね60万円程度の寄附をいただくこととなっております。そうしたことが財政の裕福な集落等という部分もありまして、差が生じることも想定もされるところでございます。

また、従前から旧町の段階から防火水槽の設置に関しましては、地元から寄附金を頂戴をしております、地元も施設を整備をいただくために努力をいただいているということで、町におきましてそれを支援をしていって、あわせて消防施設の充実に努めてきたという経過がございますので、その部分につきましては、できるだけ今後もそういう形でお世話になりたいという思いはございます。ただ、今、単純にメッシュによります充足率を申し上げたところでございますけれども、議員おっしゃいましたように、財政力のある集落が手を挙げられた場合に、充足率というのは地域によって差が生じることも出てこようかと思いません。毎年、当初予算の区長会等におきまして、本総務課で所管しております消防関係の事業のご説明等をさせていただいているわけですけれども、その中でも防火水槽の設置でありますとか、機械器具の整備でありますとか、そういうものも報告をさせていただいてご理解いただいた上で、ご協力をいただきたいというようなことで毎年進めているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 先ほどの答弁でも189基があと必要ということでありますので、年間最低2基はないと国庫補助は受けられないということで、整備がストップしてしまうということになってますので、最低2基ずつやっていっても、単純に言ったら90年かかるわけでありまして、そんな悠長なことを言ってもいいのかなという気持ちはしますね。ですから、用地の確保のこともありますが、事業寄附金を減額する方法として、前の一般質問でも申し上げましたが、事業費全額を過疎債で借り入れし、地元負担を軽減する考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 事業を実施する上で、財源としておりますのは国の補助金、それから地元の寄附金、そして地方債、過疎債でございます。過疎債につきましては、これまで

事業を実施をしておりますけれども、非常に全体の枠というのも厳しくなっております。本町の道路事業でありますとか優先する事業に過疎債の充当をまずしているところでございまして、わずかということになるかもわかりませんが、全てを措置するというのなかなか厳しいものがあるのではないかとこのように考えております。

○総務課長（中尾達也君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 9ページの総務費の中の時間外手当500万円についてお聞きをします。常任委員会でもそのことをお聞きしたら、この分の詳細は操法大会に参加された町職員の方、それから新庁舎計画に関する作業をされた方、それから総合計画、何とか計画の作業に対処された方の残業手当が500万円ということでしたけれども、それで間違いはないですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 総務費関係の時間外につきましては、先ほど村山議員が申されましたように、総務によります職員で消防担当をしております職員の時間外、あるいは総合計画とかバイオマス関係の事業、それから新庁舎建設の事業等も始まったということがございますので、主にはそちらのほうに必要となる時間外手当でございますので、これまでの実績をもとに今後の必要額を算出し、計上させていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今なぜそんなことを聞いたかといいますと、先ほどの議案で常任委員会では崇高な精神に期待をして云々という話だったのですけれども、今日はそんなことを思っていないという話でした。そこで、金銭的な面をやはり考えられるのなら、当然、消防団の操法大会に参加された方の職員の方の残業手当は、私は支給していいと思うのですが、団員の中には正規雇用ではなく消防団活動をすることによって、現実直接的に収入が減る人とか、例えば将来の評価にかかって間接的に所得が減る人が相当あると思うんです。この人たちのことを思えば、町職員の方が町民の公僕だということを原則にして考えますと、私は矛盾をするというんですか、課長の発言に矛盾をするように思うのですが、やはり蒸し返し話になりますけど、残業手当を職員に出すのなら消防団員に対する考え方も、今申し上げたことが理解できているのか。もう一度言います。理解できているのかどうかというのは、団員活動によって直接、間接的にその方の所得が減ってる、犠牲にしてるということはわかっているのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 時間外にかかわりまして消防団員の費用弁償の話が出てまいった

わけでございますけれども、何回も申し上げますように、消防団員の皆さんにつきましては、非常勤の特別公務員ということでお世話になっているところでございます、また支払いの根拠等につきましても、職員とは異なるところでございます。

それと、確かに昼夜を問わずということになりますと、仕事を休んでいただいて団活動をお世話になる消防団員の方もいらっしゃいます。また訓練に仕事を早く切り上げて訓練をお世話になるという方もございますので、できる限り事業所におきましても町から要請がありましたら協力の依頼等もさせていただいて、スムーズに職員が消防団の活動に携われますようお願いもしているところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 25ページ、教育費の保健体育費の保健体育総務費、東京オリンピック事前キャンプ誘致調査事業について質問いたします。

当初予算にも予算が14万2,000円計上があったかと思うのですが、この14万2,000円に関しては、第2次登録を目指すための予算だったのか。そして、今回の補正予算案計上分は第3次登録を目指すための予算という認識でよいのか。当初予算14万2,000円の残余があったのかといったところも含めてお聞きします。

あと、三つあります。

また、予算が本日可決したとして、10月末の第3次登録申請締め切りまで5週間足らずです。かなりタイトかと思うのですが、どういったスケジュールで執行していく算段なのか。

そして、関連しますが、誘致という事業目的達成に向けて、第2次登録見送りの反省を踏まえて調査活動を行っていただいていると思います。そして、相手方への折衝も進んでいると思うのですが、どのように進んでいるのかといった目下の進捗状況、さらには10月末の申請締め切りを見据えて、いかに取りまとめていくのかといったところも答弁を求めます。

そして、最後ですが、6月14日に滋賀県米原市、ちょっとぴんどこないかもしれませんが、伊吹高校があるところですが、ニュージーランドのホッケー代表のホストタウンの第2次登録決定との発表がありました。国はオーストラリアとニュージーランド、競技はホッケーで目指していくというような前提でしゃべっているのですが、既に登録決定している自治体との兼ね合いや、国及び競技が重複する場合の登録可能性などについても答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川崙教育次長。

○教育次長（川崙勇人君） ホストタウンの申請の関係でございますけれども、当初の14万2,000円につきましては、内閣府等へ行くための予算ということで上げておりました。それで、6月に内閣府のほうへ行かせていただいて、実際の手続等についてお尋ねをしたところ、

相手国との折衝ということが一つのネックとなるというようなこともございまして、今回、2次の登録申請につきましてはそのまま残しておくけれども、条件として相手国との具体的な折衝が必要ですよというようなことで、大使館等へ実際に折衝するための予算として、新たに今回の76万円を上げさせてもらったところです。

それから、締め切りは10月末ということでございまして、当初いただいた予算で9月にとりあえず1回目の大使館のほうへ日帰りですけれども行かせていただいております。向こうさんの公使の方とか、領事館の方とか、そういう方とお話もさせていただいたところで、第1段階はそういった相手国と直接折衝はしたということとはとりあえずクリアできたかなというふうに思っております。

今後、新たに、さきに出しました申請書をそういったこともつけ加えて修正をかけて申請をさせていただくというふうな予定でございます。

それから、既に6月14日に滋賀県米原市、先ほどおっしゃったとおり伊吹町があるところでございますが、そこが既にニュージーランドとの登録が認められておりまして、そことの兼ね合いですけれども、以前から、伊吹町時代から交流のあるところでございます。聞いておるところでは、男子女子という形で分けてとかそういったことで、幸い隣の県でございますし、そういった連携も深めていきたいなというふうに思っております。

そういったところで予算が認めていただいた暁には、さらに大使館で聞かせてもらったことを深めて、また相手国のホッケー協会とかそういった競技団体とも折衝をつけていきたいなというところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私も何点かお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、一つは、歳出の9ページでございますが、町有施設の維持改修整備工事というのがあるんですけれども、58万6,000円。具体的に、どういう施設でどういう内容のものなのかお尋ねをしておきたいなというように思います。

それから、10ページにコミュニティのコンビニ整備事業補助金というので質美の旧小学校というのは聞いたのですが、この内容というのはコンビニということになっておりますので、コミュニティのコンビニということで、内容はどのような整備になるのか伺っておきたいなと思います。

それから、企画費で嘱託職員の賃金が上がっておるんですけれども、当然必要ということだと思うんですけれども、どういう内容で嘱託職員の賃金を増やすというか、当然採用というこ

ともあろうかと思いますが、どういう形での採用も含めてされておるのか。

それから、あわせて、調査分析の委託料、150万円減額になっておるのですが、当初の計画をされておった調査分析業務というのは、どういうことで減額になったのか伺っておきたいと思います。

それから、11ページの交通対策の委託料で、公共交通の基礎調査業務委託料というのは減額になっておるのですが、これは具体的に交通調査ということであったと思うのですが、必要なくなったということなのか、何かに振り替えられておるのか、その点伺っておきたいと思います。

それから、あわせて、同じ委託料で、生涯学習の推進費ですが、男女共同参画策定業務委託料というのが減額になっておるのですが、これは精査をされた減額なのか、それとも何か変更があったのかどうか伺っておきたいと思います。

それから、13ページの社会福祉協議会の専任職員の補助金の減額の関係で、委員会でもお尋ねをしておったのですが、和知支所で決算の資料を見ておりますと、平成28年3月末現在ですが、専門職員が減っておるということで、支所長が兼務ということになっておりますが、これで十分なのか。実際に、町民の方が行ったときに、誰もおられへんということもあるということもお聞きします。本当に行ったときにそういう相談、連絡が必要だと思うのですが、そういう体制上の問題はどうか。社協のことではございますけども、町もこういうようにかかわりを持っておるわけでございますから、ちょっとその点伺っておきたいと思います。

それから、21ページの土木費の関係なのですが、住宅管理費で委員会でもお尋ねをしておったのですが、木造住宅の耐震改修補助金で、耐震の診断を受けて、実際危険という指摘を受けても、やはり田舎の家でございますので、全体を直すとなれば相当の費用が要るということで、そういう診断を受けてもなかなか耐震の工事ができないというのは実際に聞いておるわけでございますけども、委員会でも、最近シェルター式についても研究をするんだということも聞いたわけでございますけども、やはりそういう面では、今の地震の報道を見ておりますと頻繁に起こっております。やはり安心・安全で暮らしていくという面で考えますと、1室でもそういうものができれば、そこへ逃げ込むということが出来ますので、ぜひそういう取り組みをすべきだと思うのですが、実際に担当課としてはどの年度からそういうものが対象となるように考えておられるのか、取り組んでいこうとされておるのか伺っておきたいと思います。

それから、25ページの社会教育総務費で、国民文化祭の出演助成金というのが13万4,

000円あるのですが、京丹波町から国民文化祭に出演をされるということかと思うのですが、内容等わかっておればお尋ねをしておきたいというように思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、9ページでございます。財産管理の町有施設維持改修等整備工事でございますが、庁舎内にありますキュービクルの更新を予定しておりますけれども、その工程の中で追加分がございましたので、今回増額をさせていただくものでございます。

それから、10ページに入りまして、企画費の嘱託職員の賃金でございます。195万2,000円でございます。これにつきましては、本年5月からお世話になっております樹山参与に係ります嘱託職員の賃金でございます。一般管理のほうでこれまでは予算措置等も行っていたという関係でございますけれども、今回企画費のほうで改めて計上をさせていただいております。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 10ページ企画費の総合計画推進事業150万円の減額でございますが、これにつきましては、国の補正予算で3月の京丹波町の補正予算におきまして、地方創生推進交付金を活用してこの調査をするということで計上させていただいております。そのときの推進交付金の財源が10分の10、今回、平成28年度の予算では2分の1の推進交付金という形で有利な方を取らせていただくということで、3月の補正予算に繰越事業として進めさせていただいているもので、中身につきましては、京丹波町創生戦略の理念であります日本のふるさと。自給自足的循環社会の実現に向けまして、その取り組みの一環といたしまして、全国に対してのネット調査をいたすものでございます。これにつきましては、亀岡市、南丹市との広域連携事業としまして実施するものでございまして、その中で京丹波町は実施するというので、ふるさとのイメージですとか、ふるさとに求めるものなどの調査分析をして、創生戦略に役立てていこうということで取り組みをさせていただいているものでございます。

それと、あと、交通対策一般事業の405万円の減額でございますが、これにつきましても、同じ3月の補正予算で繰越事業として認めていただきました地域公共交通基礎調査でございまして、そちらのほうの地方創生加速化交付金10分の10を活用いたしまして取り組ませていただいているものでございます。本町におきます地域公共交通、JR鉄道、それからJRバス、町営バスなどを一体的に捉えまして、今後の生活交通また観光交通としての基礎調査とさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 11ページの生涯学習推進費、男女共同参画推進事業の減額でございますが、役務費と委託料を合わせまして28万7,000円の減額ということでございます。これにつきましては、第1次となります男女共同参画の計画が本年度で終了することによりまして、第2次の計画を策定するというところでございます。既に委託契約が成立しておりまして、その委託の契約額の請負残ということで65万8,000円の減額ということでございます。その策定業務につきまして、アンケートを住民の方から聴取するというところでございます。当初、計画は、1,000通を予定しておったわけでございますが、第1回目のアンケートの聴取率が約40%ということを前提といたしまして、もう少し計画に精度を上げていくといえますか、反映させていく意味で3,000通に増やしたところがございます。そういったところから通信運搬費、郵送費でございますが、37万1,000円増額ということで相殺いたしまして減額となっているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 歳入4ページ、10ページに計上しておりますコミュニティ・コンビニ補助金の関係でございますが、これにつきましては、国の進める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び地域住民生活緊急支援のための交付金の運用に当たり、京都府においては、中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定エリアに集約する地域創造拠点の市町村と府が協働して整備するための地域創造拠点整備支援交付金が設立されました。京丹波町では、質美振興会が行う質美笑楽講の事業計画が採択され、平成27年度予算に向け旧質美小学校の屋根の塗装修繕、情報発信室の整備、いわゆるハードの整備を行いました。平成28年度は、本事業の名称を地域創造拠点整備事業からコミュニティ・コンビニ整備事業に改称をし、過疎高齢化が進む地域の暮らしを支えるコミュニティ・コンビニ、いわゆる小さな拠点の京都モデルを構築することを目的に補助事業が継続されることになりました。平成27年度に創造拠点整備事業に採択された質美笑楽講を初め、府内4カ所に対し新たな機能を追加した場合、継続支援を受けられることが決まったものでございます。この事業を受けまして、本年度、質美笑楽講においては、高齢者福祉サロンの開催、朝市等を通した都市交流事業、特産品加工の取り組み等にお取り組みいただくことになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 社会福祉協議会和知支所の関係でございますけども、先日委員会のほうでもご質問いただいております、平成27年度当初は4人体制でスタートしたわけでございますけども、途中から3名になったとお聞きしております。今年度からの社会福祉協議会の組織の改編に伴いまして、平成28年度からは2名の体制とお伺いをさせていただいております。2名の体制ということになりますけども、2名とも出る場合とか何かという場合には、瑞穂丹波から応援に行く体制をとっているというふうに社会福祉協議会のほうから伺っております。先ほどご指摘ございましたように、1人もおられなかったということですけども、基本的に開けたまま2人とも出てしまうということはないということで、ちょっと出られる、トイレとかということはあるかもしれませんが、基本的には1人は残っている体制をとっているということで伺っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 耐震シェルターの関係ですが、京都府の補助事業として耐震シェルターの設置も対象となると聞いております。補助対象として対象者が高齢者、障害者等が居住する昭和56年5月以前の木造住宅となっておりますが、対象となる耐震シェルターが現在3社のものしか使えないというような課題もありますので、今後、京都府に確認したり、また実際しております市町村等を参考に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 川寫教育次長。

○教育次長（川寫勇人君） 25ページの社会教育費におけます国民文化祭出演助成金の件でございますけども、今年、11月26日、27日と愛知県知立市で国民文化祭ということで、今年是全国人形浄瑠璃の祭典ということで、その祭典に和知の人形浄瑠璃会の出演が決定したことから、その助成金としてマイクロバス代相当ということで13万4,000円をお願いしているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） それぞれ答弁いただきましたが、13ページの社協の関係で、なかなか町との関係も連携はされていると思うんですけども、体制が2名ということで、町民の方が来られても誰かが対応できるようにということでございますけども、やはりもう一歩進んで、そういう場合には連絡先のものを置いておくとか、しばらく待ってくれとか、そういうことをしておけば来た方もちょっと待っておこうかということになるので、ぜひもう一歩進んで親切丁寧な対応ができるように指導を町としても意見を申しておくべきだと思うので、

その点もう一度見解を伺っておきたいと思います。

それから、22ページの教育費の事務局費の中で、時間外手当が200万円出ておるのですけれども、当然、理由があるということだと思っておりますけれども、追加の内容というのはどういうものなのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 社会福祉協議会の関係でございますけれども、先日委員会のほうでもいただきまして、社会福祉協議会にはそういうあたりで住民の皆さんにご迷惑はかけないように体制をとっていただきたいということは申し入れをさせていただいたところがございます。また、今言っていたいただきましたような方法等について、社会福祉協議会のほうに伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 教育費の時間外ということで200万円となっておりますが、金額的な中身のことはちょっとあれですけれども、状況といたしましては、今年度、認定こども園の関係でございますとか、ホストタウン関係といったことなど、また人事異動によることもございますけれども、4月からかなり時間外の勤務する時間が増えているというようなことで、職場の状況としてはそんな状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 19ページのロケーションオフィスを立ち上げるということで、丹波地域開発株式会社の事務所の中に設置するというような説明をいただいたかと思うのですが、この地域開発とロケーションオフィスとの関係についてどうなのかお聞きをしておきたいのと。

それから、先ほどありましたが、10ページの総合計画推進事業、創生戦略との関係で今説明があったわけでありまして、第2次の京丹波町総合計画が今進んでいると思うのですけれども、これは平成28年度中にちゃんとまとめるということでありまして、議会への報告というか、そういうことはどうなっているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） ロケーションオフィスの準備に係ります60万円の経費に係ります丹波地域開発との関係ですけれども、町が丹波地域開発の事務所の一画をお借りするという、それだけのことでございます。

以上です。

- 議長（野口久之君） 久木企画政策課長。
- 企画政策課長（久木寿一君） 現在、総合計画審議会で議論いただいております、計画案がまとまれば議会にも報告する機会をつくっていただくように考えております。
- 議長（野口久之君） 東君。
- 2番（東まさ子君） ロケーションオフィスですが町が事務所をお借りするということですが、これは借り賃というものが発生するということでしょうか。
- 議長（野口久之君） 山森商工観光課長。
- 商工観光課長（山森英二君） 事務所の借りる面積につきまして、町のほうからその面積分をお支払いするということでございます。
- 議長（野口久之君） 東君。
- 2番（東まさ子君） 具体的には幾らほどになるのでしょうか。
- 議長（野口久之君） 山森商工観光課長。
- 商工観光課長（山森英二君） 今回、この予算をお認めいただいた後の平成28年度3月末の分で約36万円ほどの予算ということになっております。
- 議長（野口久之君） 山田君。
- 5番（山田均君） 今お尋ねのあったロケーションオフィスの丹波地域開発の一画を借りるということで、当然、月額ということになっていると思うので、月幾らで借りるということになるのか、その点伺っておきます。
- 議長（野口久之君） 山森商工観光課長。
- 商工観光課長（山森英二君） 10月から予定をしております、一月6万円当たりの6カ月分で36万円ということでございます。
- 議長（野口久之君） 森田君。
- 3番（森田幸子君） 1点だけ伺いたします。
- 20ページに関係するのかもしれませんが、京丹波まるごと交流型観光推進事業、内容を伺います。
- 議長（野口久之君） 山森商工観光課長。
- 商工観光課長（山森英二君） まるごと観光推進事業に係ります内容でございますけれども、まず、先ほど申しましたように、ロケーションオフィスに係る経費の部分と食の祭典に係りますテント等の準備に係る経費を含めまして、おおむねその二つの経費を計上をしているものでございます。合わせまして、京丹波町の観光協会の運営補助金でございますけれども、これは観光協会を通じまして、京たんば夏まつりの連絡協議会に対する追加の補助金30万

円を含めております。その総額が163万2,000円ということになっているところであり
ます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） その今のロケーションオフィスと食の祭典の残りなんですか。30万
円を引いた額、もう一度お願いします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 全体的には163万2,000円ということですがけれども、
委託で食の祭典に関する先ほど申しましたテントとかロケーションオフィスにかかわる経費、
これを含めまして122万円ほどということですし、あとはロケーションオフィスに係りま
す備品の購入、また、先ほど申しましたように、夏まつりの協議会に関する補助金が30万
円ということになっております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 食の祭典については・・・。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 食の祭典の事業に関しましては62万円、それからロケーシ
ョン対応事業については90万円ということになっております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

議案第61号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり
り決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。10時40分まで。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第7、議案第62号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第62号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○2番（東まさ子君） 6ページの償還金及び還付加算金であります。この過誤納付金、過誤納金返還金であります。これはどういう理由で何件ぐらい返還となるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 過誤納金返還金でございますが、今後の見込みも入れまして現在支出予定のものも含めまして、今後の予定も含めまして12件分を見込んでおるところでございます。

これにつきましては、所得等の申告等によりまして、いわゆる過誤納ですね、そういったものが発生したものに基いて返還するものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

議案第62号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第63号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。日程第8、議案第63号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

議案第63号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第64号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第64号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○2番（東まさ子君） 6ページの償還金及び還付加算金であります。6,155万5,00

0円ではありますが、これ国・府への返還金だと思いますが、どういう内訳になっているのか。

それから、27年度ですか、介護利用料などの見直しがされてきたところではありますが、そうした影響というのはないのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 6ページの過年度交付金の返還金でございますけれど、これにつきましては介護給付費の負担金ということで、まず国庫のほうは3,497万1,830円でございます。続きまして同じく介護給付費の府の負担金のほうは2,668万2,422円、合わせまして6,165万4,252円でございます。27年度から見直しのあれにはなっております。

先日、決算特別委員会のほうでも言わせていただきましたが、介護給付費の改定、ある程度は影響があるものと思っておりますし、また今回の特に減額につきまして、介護給付費が少なかった要因につきましては、それぞれ法人さん等で予定されておりました新しい事業のほうが遅れたりとか、また医療のほうへ、入院とかをされまして入所の方とかが減ったとか、そういう要因があると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

議案第64号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第65号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1

号) 》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第65号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 歳出の諸費で、桧山地域振興対策補助金ということで、大朴の茶工場の助成ということの説明があったと思うんですけど、具体的には茶工場のどういうものに対して助成をされると、また事業費に対して何割ということになるのか、合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 今回、桧山地域振興対策補助金で交付する92万5,000円ですけれども、桧山地域振興対策補助金交付要綱2条、3条に規定がございまして、産業の振興に関する事業で、町から補助金が交付されたもの、その残額、地元負担の3分の1の額を財産区が補助するものでございます。

事業費の総額が462万5,500円、町の補助金が185万円の支出がありました。残りの3分の1の額、92万5,000円を支出するものでございますが、内容につきましては議員さんご指摘のとおり、大朴の共同生産組合、お茶を生産するにかかる揉捻工程、お茶をもむような機械なんですけれども、それを更新されたということで、それに対する補助でございまして。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

議案第65号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～
日程第26号、認定第16号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について》

○議長(野口久之君) 日程第11、認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、認定第16号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、梅原好範君。

○13番(梅原好範君) 去る9月1日の本会議において、決算特別委員会に付託されました平成27年度京丹波町一般会計、14特別会計、京丹波町病院事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は9月12日、13日のいずれも午前9時から開催をいたしました。それぞれの審議内容につきましては、順を追ってご報告申し上げるのが本意でございますが、議長、議会選出の監査委員を除く議員で特別委員会が設置されましたこと、また議事録も作成されておりますことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9月14日に議長宛てに提出しております。お手元の配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

平成28年9月14日、京丹波町議会議長、野口久之様。

決算特別委員会委員長、梅原好範。

委員会審査報告書。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件番号、件名、結果の順に申し上げます。

認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て、原案認定。

認定第3号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 平成27年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 平成27年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第16号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（野口久之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

これをもって質疑を終結します。

認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、認定第1号 平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定について、認定に同意できない立場から討論を行います。

総務省の家計調査は、実質賃金の減少する中で勤労世帯の家計は消費を切り詰めざるを得ない状況であることを明らかにしました。子どもの6人に1人が貧困状態にあり、また高齢者は年金の連続引き下げに苦しめられている中で、今必要なのは行政が暮らしを守る防波堤の役割を果たすことでもあります。

27年度は子どもの医療費の18歳までの無料化、保育所利用料の第3子無料化、小中学校のクーラー設置など、子育て世代への負担軽減、子育て支援の事業が実施されたことについては、大変うれしく評価するものであります。

また、今議会では通学、バス代について無料化に向けて検討したい旨の考えが示され、歓迎するとともに早期に実現されることを要望するものであります。

次に、27年度決算認定に同意できない問題について述べます。

先にも述べましたが、子育て世代も高齢者も営業も大変厳しい状況であります。そんなもとで子どもの貧困対策の強化は、重要な課題となっております。町長は貧困の実態調査をしないとの考えであります。子育て世代を直接支援する施策を実施するためにも、必要ではないでしょうか。

今議会で町長は、子育て、教育に施策を打ち出すこと、これは納税者の普段の暮らしを豊かにすることであって、そういう視点が大事であると答弁されております。私もそのとおりだと思います。そうした立場から、就学援助を、入学、進級前に支給することや、支給対象を拡充することでは確定しており、実施は可能であり、早急に取り組むべきであります。また、給食費の無料化は子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、少子化対策としても実施すべきであります。ぜひ、検討していただくことを求めるものであります。

次に、中小企業雇用についてであります。小規模企業振興基本法が制定をされました。実態把握をして小規模企業、商店街振興対策の強化に結びつけることが必要であります。

また、合併時から職員を減らしてきたことから、約半数の職員の方が嘱託、臨時という働き方をされております。フルタイムまで働き、クラス担任を持っている保育士さん、看護師、バス従事職員の皆さんの正規化と時給引き上げ、均等待遇など非正規労働者の方の労働条件の改善が図られるべきであります。本町の平均所得は横ばいであり、増えておりません。そんな状況の中、国の制度改悪に連動し京都府は老人医療費の支給制度の窓口負担が1割から2割になりました。対象世帯全員が所得税非課税へと縮小し、またこれまで寝たきり単身者、高齢者のみの世帯など該当しておりましたけれども、これの切り捨てが行われました。

また、納税指導のあり方ではありますが、納税指導についてはマニュアルどおりの機械的な対応になっているのではないのでしょうか。支払い能力があるのに払わない人と、払いたくても払えない人とは違います。一人ひとりの生活状況をきちんと把握することが求められております。親切に相談に乗り、生活が向上するように減免制度の周知徹底など行い、制度がもっと多くの住民の皆さんに活用されるように、図るべきであります。

また、今年1月からマイナンバー制度が開始をされました。このマイナンバー制度は個人のプライバシーが丸裸にされ、国の管理に道を開くもので、中止撤回しかありません。しかし、開始をされており運用は最低限にとどめることを指摘するものであります。

以上、27年度決算は住民の生活と福祉を守る、暮らしと営業を守る行政の役割、これを果たしていない、このことを指摘をして認定に反対の討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○6番（山内武夫君） 認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計決算に、私は賛成の立場で討論を行います。

本町は昨年10月、合併10周年という輝かしい節目の年を迎えることができました。この記念すべき年に待望久しかった京都縦貫自動車道の全線開通や、京丹波町発展の起爆剤としての道の駅「京丹波 味夢の里」の開業など、本町の将来にわたる発展を占う意味でも、極めて意義ある年でありました。と同時に、本年7月に完成いたしました京都府立丹波自然運動公園京都トレーニングセンターの竣工は、未来のアスリートを育成する場として、また京丹波町の青少年がこの京丹波の地から大きく羽ばたいてくれるよう期待をするものであります。

こうした中、来年度からの京丹波町の次の10年、20年先を見通した第2次京丹波町総

合計画の樹立に向けた取り組みがなされております。これまでのまちづくりの取り組みと成果を検証する中で、今後の町の方向性を展望するものとなるよう、期待をするものであります。

さて、平成27年度決算は、町長の公約であります安心、活力、愛のあるまちづくりを町政の基本に、それぞれの施策が町民目線に立って、有効かつ重点的に執行されていることを認めました。具体的な施策では、まずは町政の基本であります町民の命と健康を守るため、京丹波町病院を核とした地域医療の充実、とりわけ訪問診察や訪問リハビリ等の地域包括ケアの充実を図るとともに、一番の課題であります常勤医師の確保に向けた取り組みも、各関係機関との積極的な連携により、充実した医療体制が確保できていると認めました。その他、健康で心豊かな生活を保障するため、特定健診を初めとする各種健診事業の充実や、他町に誇り得る18歳までの子育て医療費助成など、住民の命と健康を守るための施策が、随所に盛り込まれております。

また、災害に強いまちづくりでは、近年異常気象のもと、想定外の大災害が発生をしております。そのような中、災害現場や災害対策本部との通信を確保するための、移動系防災行政無線の整備など、安心安全なまちづくりの体制強化が図られました。

また農林業関係では、年々増加する有害鳥獣対策を最重要課題と位置づけ、被害防止のための狩猟免許取得支援や、金網フェンスなどの設置事業と合わせて近年深刻なサル被害に対応するための防護柵のモデル実施など、被害防止のための施策が講じられております。昨年度の捕獲実績はイノシシが453頭、シカで1,923頭というように多数捕獲をされているものの、個体の絶対数が多いため、捕獲の成果が目に見えにくい状況にあります。今後、猟友会や関係機関との連携により、一層効果のある有害鳥獣対策を講じられるよう、強く要望するものであります。

その他、地域の中核的な担い手となる営農組織や新規就農者、認定農業者への機械導入や、施設整備への支援、主要特産物であります黒大豆、小豆を初め京野菜、京かんざしへの生産振興や、本町の特産物であります丹波栗の生産拡大に対する取り組みなど、また林業振興策では林業の担い手育成や公有林整備事業を初め、間伐材の有効活用を図るための木材搬出奨励事業の推進、森林資源量の調査解析システムの開発委託料の執行など、森林の保全と活用を図るための積極的な施策が講じられております。

また、教育費では幼稚園、遊戯室及び小中学校体育館の照明器具等の耐震化工事や、待望久しかった幼稚園、中学校の普通教室等の空調設備工事など、児童生徒が安心安全に学ぶことのできる教育環境の充実が図られております。

その他、子育て支援施策や商工観光事業の振興、快適な生活を送るための道路網の整備など、町民生活に密着した施策が執行されております。

一方、財政面では町税が前年対比1億2,000万円の増となっておりますが、これは譲渡所得の増が主な要因で、一時的なものであります。今後一層、自主財源の確保に向けた取り組みは重要と考えております。また、徴収率は現年度分が98.94%と、0.08ポイント上昇しておりますが、滞納繰越分は16.2%といまだ収入未済額も多いことから、今後とも公平な納税という観点からも、京都地方税機構との連携を通して、丁寧な納税相談の実施など、きめ細やかな対応をされるよう要望をします。

また、滞納処分等の取り組みでは、町税で639万円を不納欠損処分しましたが、貴重な自主財源をみずから放棄するものであり、引き続き税負担の公平性を保ちながら、自主財源の確保に向け一層の努力を願うとともに、経常経費の削減と地方債残高の縮小に向け、有利な地方債の活用など公債費の抑制に努められるよう要望をいたします。

このように本予算は随所に住民ニーズを的確に把握され、住民目線の積極的な予算執行であると認めます。しかし、先般の決算特別委員会で不用額についての質疑がありましたが、不用額の内訳は、扶助費や国・府償還金、入札工事の差益金などによるものが大半であり、やむを得ない理由によると認められますが、各節ごとの不用額の中には、予算との乖離が多少なりともあり、積算根拠に対する疑念が生じるものも考えられます。予算の承認を求めた議会に対する審議とともに、予算執行に係る相互牽制の観点からも、多数の不用額が想定される場合は、決算見込みがある程度確定した段階で速やかに減額補正するなどの措置を講じられるよう要望をいたします。

合併後10年が経過をし、合併特例も順次削減される中で、厳しい財政状況が予想される今日、本町における山積した課題をクリアするためには、今後数年間はより一層緊張感を持った行財政運営を行いながら、将来に向けた準備を確実に進めていかなければなりません。京丹波町のさらなる発展のため、中長期的なビジョンを明確に示し、庁内の総力を持って町民の皆さんが安心安全で住んでよかったと実感できるまちづくりのため、町長を先頭に一丸となって町政運営に当たられるよう切望し、本決算の認定に賛成といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま議題となっております認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場から討論を行います。

平成27年度は寺尾町政2期目、2年目で未来へ引き継いでいくと、予算として提案され

ました。この間、未来への投資として、地域振興拠点施設の建設と管理運営にサンダイコーグループが予定価格と同額の7億4,700万円で落札をしました。これは、予定価格と同額で落札率100%でした。次点者とは約1億5,000万円余りもの差があっても、総合評価方式のため事業提案が上回り逆転をいたしました。地域振興拠点施設全体の工事総額は、18億1,571万88円となりました。そして、未来への希望として26年の9月には、丹波地域開発株式会社へ経営支援として6億700万円の公金投入を行いました。

平成27年度は未来へ引き継いでいくとして、担うべき業務を選択し、具体的にどう進めるのか、そして地域振興拠点施設 道の駅「味夢の里」の運営を中心にした町政運営であると、平成27年度当初予算でも指摘をいたしました。特に地域振興拠点施設は、通過の町にしないために、京都縦貫自動車道の通行車両を資源と捉まえ、情報発信と町内への誘導の役割を担うことを設置目的にしています。

27年度はこの地域振興拠点施設 道の駅「京丹波 味夢の里」から府立丹波自然運動公園につなぐ道路として、曾根、宮ノ浦戸麦線の延長と拡幅改良工事を提案しました。計画では対面2車線で歩道設置をした本格的な道路ですが、丁寧な説明と地元合意を第一にすべきです。地元合意はもちろんです。地元車両優先や利便性が向上することも必要不可欠です。自然公園には年間55万人が来園しており、この方を地域振興拠点施設 道の駅「味夢の里」に立ち寄って帰ってもらうことが必要とされた議会答弁でも表明されていることから、道路改良拡幅工事の目的がおのずと明らかではないでしょうか。地域振興拠点施設の設置目的は、通行車両を資源と捉まえ、情報発信と町内への誘導の役割を担うことが目的ですが、これでは何も見えてきません。町内にどう立ち寄ってもらうのか、京丹波町のリピーターを増やすために何が必要なのかに目を向けるべきです。

また、27年度は6億700万円の公金投入を26年度に実施した丹波地域開発株式会社の指針を、京丹波町はつくる責任と責務があると指摘しましたが、町の幹部である副町長や参事を取締役に派遣するだけで、総務省が全国の第三セクターを運営している都道府県や市町村に対して、第三セクター等の経営健全化等に関する指針に基づいて行うように通知している内容を全く無視したものであることを指摘するものです。特に公金投入で波及効果はどうあらわれているのか、地域住民への還元はどうか、テナント従業員は総人数だけでなく、正社員、臨時パート、学生バイトなどの人数も明らかにすべきです。そして、納税効果はどれだけあったのかも明らかにすべき責任があります。出資比率が50%以下でも、3億300万円の出資と、6億700万円の公金支出をした第三セクターの丹波地域開発株式会社の経営状況や、公的支援でその効果がどうあらわれているのかを、消極的に報告義務違反があ

ると考えるのではなく、全ての情報を公開する責任と義務があると考えます。町民目線からの判断かどうかの政治姿勢が問われています。

また、和知地域の住宅用地の分譲は、半分以上が残っています。当初予算でも指摘しましたが、もっとターゲットを絞り、優遇対策などを導入して取り組むべきです。

決算委員会でも指摘をしましたが、27年度決算は不用額が5億円、予算現額の3.95%を超えていることを指摘しましたが、地方自治法第2条第14項では、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されています。この原則に立って、補正予算の段階で調整し、大きな不用額を出さないようにし、必要な事業に予算化すべきです。5億円を超える不用額を出す決算は、住民目線からも大きく逸脱しています。

合併10年目を迎えた京丹波町は、合併時から人口は2,696人、15.2%も減少しています。特に和知地域では、18.1%と大きく減少しています。周辺部にこそ目を向けた均衡あるまちづくりが求められています。新町まちづくり計画でも示されているように、町民の願うまちづくりは安心して暮らせる福祉、医療、教育などを中心にした町にしてほしいというのが町民の願いです。

町長には大きな権限と権力が集中しており、法律に抵触していなければ何をしても、どんなことでも許されるものではありません。町長には厳しい政治倫理が求められているのです。京丹波町には議員の政治倫理条例がありますが、町長はそれ以上、その条例以上の立場に立つべきです。

また、町長は町民の命と安心安全な暮らしを守る責務があります。もちろん、教育施設へのエアコン設置や子育て支援、住宅改修助成制度など評価すべきものもありますが、平成27年度の行政運営と政治姿勢は余りにも町民の願いとはかけ離れていること、地方自治体として果たすべき責任と役割から大きく逸脱していることを厳しく指摘して、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） 認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場から討論いたします。

27年度の一般会計決算額は、歳入119億3,211万3,023円、歳出114億1,967万6,698円、うち翌年度への繰り越し財源2億13万4,000円を差し引いた実質収支では、3億1,230万2,325円の黒字決算となりました。全国的にも景気回

復の兆しが全く見えず、本町では生産年齢層の減少と人口の減少も相まって、個人町民税を初めとする税収は伸び悩む中、歳入では町税が1億2,168万円増加しております。これは、株式の譲渡に伴う分離課税が発生したことによる個人町民税の一時的な増であり、引き続き税負担の公平性を確保するために、京都地方税機構との連携はもとより、28年度から本格稼働しているコンビニ収納などの対応や、決算特別委員会でも議論された他の公共料金の収納係と連携した名寄せなど、細やかな納税相談の実施が求められます。

また、自主財源の確保としましては、順調に増加しているふるさと寄附金や、昨年7月にオープンした地域振興拠点施設である道の駅「京丹波 味夢の里」などは、町会計への直接的な収入以外においても、町外へ向けての本町の大きな宣伝効果や、町民がかかわることによる二次的、三次的な経済波及効果も見込まれるため、引き続き全力で取り組んでいただくことを強く望みます。

歳出において、総務費では財政調整基金として4,337万円、合併特例債を活用した振興基金積立事業に2億9,191万円、また過疎地域自立促進特別基金に1億326万円を積み立てるなど、今後の財政需要に備えるべく、しっかりと現金の積み立てを行っている一方で、本決算委員会において減債基金を運用し、高い金利のものから繰り上げ償還してはという議論もなされました。当面は他基金として保有し体力をつける方向であるとのことでしたが、有利な国の制度があれば積極的に活用することも検討すべきと考えます。

民生費においては、すこやか子育て医療費助成や、高校生医療助成などの医療費助成2,595万円の執行に見られる他自治体に先駆けてする子育て支援施策は、本町の子育ての町としての姿勢をあらわしたものです。引き続き、子育ての先進地としての施策をがんがん打ち出していく一方で、まだまだこのことのPR不足を感じますし、町行政や僕たち議員を含む関係者が、京丹波町は子育てしやすい町であるとして宣伝していかなければなりません。

農林水産業費では、毎年6,000万円代から8,000万円代かかる有害鳥獣対策費に昨年度も7,492万円費やしました。この年度から個人向けの有害鳥獣策の助成などの対策を始めましたが、町民の実感としてはなかなか効果が上がりません。この件は同様な問題に悩む他自治体を見渡してみても、とりわけ本町が努力不足とは思えません。現在、せっかく本町選出の国会議員が6人もいるのだから、党派を超えて真剣に国に本町の現状を伝え、本町の農業、日本の農業を守ってもらいたいものです。

また、林業費では、森林資源の調査開発委託料として2,360万円、木のぬくもり活用推進事業で薪ストーブ設置補助金として73万円、間伐材の有効活用な取り組みとして、木材搬出奨励事業に566万円を執行するなど、木を本町の大事な資源、資産とする考えが地

域熱供給システムなど28年度予算に反映されており、今後の本町の方向性を示しています。

また、8億4,951万円を執行している教育費では、空調設備整備工事や屋内体育館施設非構造部材耐震化改修工事の設計業務を中心に快適で安全な教育環境の充実が図られています。

合併後10年を迎えた27年度の本町は、京都縦貫自動車道の全線開通により、人を呼び込んで発展するか、通過の町になり衰退するかの大きな岐路に立った年でした。そんな情勢の中で、道の駅「京丹波 味夢の里」の完成や、食の祭典など、次の10年を見据え情報を外に発信し、人を呼び込む事業と並行して質美小学校の改修や公民館の改修など、自治会や各種団体にも細やかな配慮があり、住民自治や地域コミュニティの重要性をしっかりと認識されています。

本町の10年が地域のつながりと人を呼び込む新規事業の両方で、強固に支えられた10年であったことがわかります。昨年、僕がこの決算特別委員会の賛成討論の中で、新庁舎建設と上豊田保育所の改築についての費目がないことが残念ですと指摘しました。28年度の本年度当初予算では新庁舎建設について、また今定例会の補正予算では、認定こども園についての費用が盛り込まれています。来年の決算特別委員会では、この2大事業の進捗状況を楽しみにいたしまして、認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定に賛成といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

決算認定の評決は起立により行います。

これより、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 平成27年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、認定第2号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、認定第2号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

本町の国保加入者の状況は、加入世帯の93.1%が年所得200万円以下で、ほとんどが低所得者であります。平均所得は74万6,000円、所得に占める保険税の割合は17.5%、そうしたもとの加入世帯の10%が保険税を滞納しております。滞納者に差し押さえも行われており、生活を苦しめております。

21年度から税率は変わっておりませんが、所得に占める保険税の割合は17.5%と非常に重い負担となっております。例えば、年収360万円、40歳以上の夫婦と子ども2人、固定資産税5万円、4人家族で計算するならば、年間保険税は39万6,400円の国保税となります。協会健保や組合健保、共済組合などほかの保険と比べ、所得に占める保険税の負担率は、共済組合に比べ2倍、協会健保の1.3倍と大変重い状況となっております。滞納世帯が多い所得階層は100万円以下が44.7%、100万円から200万円以下が25.9%で200万円以下の階層が70.6%を占めております。子育て世代にとっても、高齢者にとっても重い負担となっております。異常に高い国保税が払いたくても払えない事態を生み出しているのではないのでしょうか。

未納の背景をしっかりとつかむのは自治体の役割であります。つかめば、支援策を一緒に考えることができます。ところが、納期限から一定期間が過ぎると、京都地方税機構に移管がされ、そこで徴収業務が行われております。27年度は3,086件を移管しておりますが、機械的な処置は改めるべきであります。払いたくても払えない滞納者への差し押さえが、強化されていないのでしょうか。差し押さえの状況は南丹管内という一くくりの数値ではなく、本町の差し押さえの実態を精査し、町民の生活実態に心を寄せた丁寧な対応が必要であります。

国保税が高くなった原因は、国保会計に占める国の補助金が50%から25%に減額したことが大きな理由であり、国の負担を元に戻すことが解決の道であります。しかし、国がしなくても自治体の裁量でできることもあります。子どもが一人増えるごとに3万1,500円の均等割が増え、子どもが多い世帯では負担が大きくなっております。18歳以下の加入

者は436人、1,373万円が必要だということではありますが、実態からも保険税の減免を早期に実現することが必要です。

また、国保税の減免制度、病院窓口で支払う一部負担金の減免制度の周知に徹底を図り、加入者の負担軽減につながるように、働きかけることを求めるものであります。30年度より国保の都道府県化が実施をされ、市町村単位の運営から都道府県単位の運営へと国保制度が大きく変わることとなります。国のガイドラインでは、決算補填を目的とした繰り入れは認めないとしております。繰り入れがなくなると、保険税の値上げにつながると、不安の声があります。自治体の判断で引き続き繰り入れができるように、国や府へ働きかけることを求めるものであります。

また、27年度国保会計は、地方創生交付金を子どもの医療費助成に活用したことから、一般会計から2,663万円が国保会計へ繰り入れされたと思っております。また、国の財政支援が拡充され、約2,297万円の歳入が増えました。暮らしの実態を直視し、子育て支援、貧困予防対策としてこれらの財源の活用で国保税の引き下げが行われなかったことは、大変残念であり、このことを指摘して反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山下君。

○7番（山下靖夫君） それでは、認定第2号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に賛成の立場で討論を行います。

我が国では、昨年医療機関に支払われた医療費が41兆5,000億円に上がり、13年連続で過去最高を更新しました。前年比1兆5,000億円増で伸び幅も過去最高であると言われております。高齢化に加え、高額な医療費が登場したことなどが要因でもあり、こうした伸びをそのまま許せば、やがて医療保険制度は成り立たなくなります。

少子化で支え手となる若い世代は減っていく、支払い能力において負担し、優先度の高い人に充填配分する仕組みへ変えていかざるを得ない。京丹波町国民健康保険の所得階層別に状況を資料で見ると、「所得なし」が2,168人、「33万円以下」が453人、「100万円以下」が876人、「200万円以下」が720人、合わせて200万円以下が92.8%であると載っております。滞納世帯数もここ数年、400世帯前後と多い、年齢別でも60歳から74歳が60.8%の高齢化が進んでいます。

これ以上、若い世代に無理を言えない状況ではないかと思えます。また町財政も苦しく、一般会計からの繰り入れもこれ以上余り期待できない。医療費の抑制によって健康の増進を妨げるようなことがあってはならない。病気を早期に発見し、ひどくなる前に治療をして、

健康を維持していくように努めなければならない。健康維持には一人ひとりが生活習慣病に気をつけ、添加物や残留農薬の多い食品は避けていくことが大切であります。

また、適度な運動をする習慣づけが肝要と思われる。健康診断や人間ドックの受診も必要である。京丹波町では各地を回り無料で特定健診、基本健診を実施し、健診結果説明会を開催されている。また、がん検診も実施され、その結果、精密検査の必要な方も判明して、それぞれ対応されてよい結果があらわれている。人間ドックの助成もされている。そのほか、住民の健康維持と向上の対策を講じられ、努力されていることを評価し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま上程されました認定第3号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は平成20年、2008年から導入をされ、2年ごとに保険料が見直しをされてきました。本町は平成25年度までの6年間は、特例の経過措置として京都府内の一人当たりの平均老人給付費に対し、20%以上低い市町村に対し、均一の保険料率より低い保険料率が設定をされておりましたが、この経過措置が25年度に終わり、26年、27年度の平均保険料は0.7%増の4万1,631円となりました。

また、この制度の導入時には、まるで姥捨て山だと怒りの世論が広がり、導入時に設けざるを得なかったのが保険料の特例軽減措置でありました。最大7割の軽減措置をさらに最大

9割まで軽減しています。この低所得者の保険料最大9割軽減している特例軽減措置を、平成29年度から段階的に廃止しようとしております。特例軽減が廃止されれば、年金が月額6万6,000円以上、14万円以下の人は保険料の軽減がこれまでの8.5割から7割に下がり、保険料は2倍となります。年金が月額6万6,000円以下の人は、9割から7割軽減となり、保険料が3倍に増えるとされております。後期高齢者の多くが低所得者であることから、生活の実態を顧みない保険料の負担増は、生命を脅かすものであります。

不均一保険料の特例経過措置の継続と、特例軽減の廃止の中止を求めるよう、国・府に求めるとともに、老後の不安を抱くような後期高齢者医療制度の廃止を強く求めて反対討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 14番議席、鈴木利明でございます。

認定第3号の平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

この制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世代と高齢者世代の負担の公平化を図る目的を持って、高齢者にも一定の負担を求め、平成20年4月より施行されました。この会計は、保険料の賦課徴収と一般会計から保険基盤安定繰入金を受け入れ、京都府後期高齢者医療広域連合へ納付することが主な役割であります。広域連合の財政基盤の安定化に重要な役割を果たしている会計でございます。

このように、運営主体は本町ではなく、この制度の職務的なかわりが限定的な中で、制度批判を持って本町の制度運営に批判することは、いささかも建設的ではないと私は考えるものでございます。平成27年の決算におきましては、保険料特別徴収率は100%、普通徴収率は96.7%、保険料合計では99.3%と高い収納率となっております。この結果、実質収支は274万5,394円の黒字決算となっております。今後も住民健診の受診率向上など、医療制度の改善基盤の安定化に向けて、引き続き保険料収納率向上に努力いただきますことを切に要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま上程をされました認定第4号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成27年度は介護保険制度が導入されてから15年目となり、第6期の介護保険事業計画が策定されました。この間、当初の介護保険制度からは、次から次と改悪がされ、老後の安心が老後の不安となってきたのが実態であります。

一つには介護保険料の引き上げであります。第6期の介護保険事業計画では、月額6,270円と京都府下で2番目に高い保険料であります。介護保険制度導入時は、各旧町それぞれ2,000円代であったものが、3年の見直しがされるたびに保険料の引き上げがされてきました。第一段階の低所得者軽減適用がされていますが、公的年金の給付が減らされる中、高齢者にとって生計に占める割合は、高いものとなっているのであります。

二つには、8月から特別養護老人ホームなどの介護施設入所者やショートステイを利用する低所得者を対象に、食費や居住費の負担が増えました。非課税世帯の施設利用者の方に対し、食費の部屋代に軽減措置がありましたが、家や預貯金などの資産があれば、軽減措置から外されました。

三つには、本町は地域支援事業費の上限額が有利であるとして、要支援1・2の方を給付から外し、市町村が行う新総合事業に前倒しに実施されました。利用者への説明はされたとしていますが、受け皿となる地域での見守りや、ボランティア活動に携わる方々も高齢化により厳しいのが現状で、地域間にもサービスの格差が生じるのではないかと懸念をいたします。

頼みの綱である公的年金は目減りする中、高齢者にとって介護を受けたくても負担は重く、サービスは悪くなる、これでは老後は安心とは言えません。在宅での介護を軽減するとして

導入をされた介護保険制度であります。国の責任のもとで国庫負担を上げて、持続可能な制度にするよう、国に対し強く求めるべきであることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○15番（松村篤郎君） ただいま上程されています認定第4号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度の利用者は、それぞれの状況において多種多様なサービスを受けることができる制度であります。本町においても、保険料を初め国や京都府からの負担金や補助金、また支払基金交付金及び一般会計からの繰入金を財源として、介護給付費の介護サービス等諸費に17億円余りの支出があります。総支出の85%を占めていることは、介護サービスを利用される被保険者が多いという実態にあると考えられます。

決算の事業勘定分では、歳入の総額が21億3,193万円余り、前年度比2%の増額であります。歳出の総額が20億4,075万円余りで、前年度比の1.1%の減額となっております。歳入歳出の差引額が実質収支ともに9,118万円余りの黒字決算となっております。前年度の平成26年度の黒字、2,769万円より6,349万円も増えております。介護保険の状況は、平成27年度時点で第1号被保険者は5,963人、人口1万5,079人に占める割合は、39.5%となっております。

また、要介護認定者数は第1号、2号被保険者を合わせて1,167人で、前年度より14人の増加にあります。そのうち居宅サービス受給者は668人で、前年度より4人増えております。認定者の57.2%をこれらが占めております。施設サービス受給者は、270人で前年度比5人増と、認定者の23%となっていることは、年々右肩上がりに増加すると見てとれると思います。

歳入の主なものは、平成27年度からの第6期介護保険事業計画に基づく算定による保険料として、総額4億1,103万円余り、前年度比で15.6%の増加、前年分の徴収率は99.04%となり、徴収の努力が認められますが、未収金が平成16年度からの過年度分を含め、1,000万円を超える額となり、過年度分の徴収にさらなる対策が重要と考えられます。

また、平成24年度の72人分、271万6,200円の不納欠損処理がされておりますことは、介護保険法第200条の規定による処理であります。やむを得ぬ処理だと考えます。

国庫支出金では、総額5億4,829万円余り、支払基金交付金で5億4,972万円余り、府支出金は3億2,132万円余り、合計で収入総額の66.6%を占め、本町の重要

な財源となっております。

繰入金では、一般会計から介護給付費や地域支援事業に係る一般会計負担分として、2億4,758万円が繰り入れされ、平成27年度より創設された所得の低い方に対する保険料軽減措置分として第一段階を対象に389万1,200円の繰り入れもあります。

介護保険給付準備基金から繰り入れが必要でなかったことは、よい結果であったと思います。

歳出については、冒頭申し上げましたように、歳出の85%を占める保険給付費の居宅介護や施設介護等の介護サービス等諸費として17億2,283万円余り、介護予防サービス等諸費は5,108万円余り、特定入所者介護サービス等費は1億1,913万円余りなど保険給付費全体で19億3,606万円余りを支払い、前年度比は1.9%の減であります。地域支援事業では、介護予防事業として地域住民グループ支援事業や、地域型体操教室の業務委託、ミニデイサービス事業委託料など、介護予防事業費に総額約4,000万円をもって多様な事業を実施されています。

なお、介護予防生活支援事業費では、介護保険制度の改正に伴い、本町では平成27年度の3月末から介護予防・日常生活支援新総合事業に移行し、移行後の費用として11万円余り支出されております。新たな制度の移行が、関係者の努力によりスムーズになさることを切望いたします。

サービス事業勘定では、歳入の総額が772万円余り、歳出が556万円余りと差し引き実質収支とも215万6,877円の黒字決算で、これも問題はないものと考えられます。サービス収入が居宅支援サービス計画費で、委託、直営件数を合わせて1,504件で665万800円の収入があります。事業費のまろもろでは、介護予防サービス作成委託料として、町内8、町外3の事業者から416万2,300円の支出があります。なお平成27年度の事業所への委託案件から、包括支援直営で行う案件にも変更があります。委託件数、金額とも減少の状況だと思えます。

老人保健施設サービス勘定では、歳入の総額が1億6,398万円余り、歳出総額が1億6,281万円余りで、実質収支ともに117万2,371円の黒字決算となっております。施設の利用状況は、入所延べ利用者数が4,009人で、一日当たり介護報酬は11万7,975円、短期入所延べ利用者数は1,179人となっております。サービス収入で居宅介護が1,335万5,913円、施設介護が4,317万8,914円など合わせて7,017万3,215円の収入となっております。

繰入金では一般会計から9,200万円の繰り入れがあります。

総務費で医師、看護師、介護支援専門員等の人件費及び施設運営経費として1億4,646万9,527円を支出しています。介護サービス事業費では、医薬材料費、給食業務委託費、機器物品等借上げ料が1,634万円余りの支出であります。関係組織との連携が密に行われ、強固な運営状態にあると考えます。

以上、介護予防・日常生活支援新総合事業に移行し、移行後もそれぞれの事業が関係される福祉サービス事業者の支援をいただきながら、利用者へさらなるサービスが着実に遂行されますことを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより、暫時休憩をいたします。

午後は、1時15分までといたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、認定第5号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております認定第5号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場から討論を行います。

平成27年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳出総額で15億3,457万448円で、前年度比で18.7%増の決算となっています。本町の水道事業は、丹波、瑞穂地区の上水道事業、和知地域の簡易水道事業を28年度に統合するとして、整備事業に取

り組んでいます。

上水道事業の大きな柱は人口が増え、5,000トンの水が不足するので、畑川ダムを建設してそこから不足分の5,000トン、日量の水が必要として、ダム建設が長年推進をされてきました。そしてダムは、20年以上の歳月を経て完成をしましたが、畑川ダムを普通多目的ダムに建設省採択が平成8年、小規模生活ダムとして平成4年に採択をされました。当初、旧丹波、瑞穂両町で人口は2万5,000人でしたが、見直しをして平成25年度目標は2万2,500人の計画に変更しましたが、右肩上がりの一辺倒の計画のため、何度も見直しがされ、そのたびに変更認可で人口を平成30年度には3,500人減らした1万9,000人に目標人口を変更しましたが、さらに平成25年度に提出した二度目の再評価時点では、1万3,570人と大幅に目標人口を減少した変更申請を行いました。これは、旧の丹波と瑞穂の地域、旧2町の人口目標ということになっておるようでございます。

畑川ダムを建設して5,000トンの水が必要とした時点から、何と人口が増加する計画から8,930人も減らした人口計画に変更しましたが、ダムからの取水量は日量5,000トンを変えないまま、実施されてきました。8,930人は現在の丹波地区の人口よりも多い人数です。畑川ダムの計画は、行政が一度決めたことは何十年も引き継がれ変更しない仕組みの中で、見直しが決断できない行政のゆがみと言えます。

結果として、余りにもずさんな計画と見通しであったことは明らかです。誰も責任を取る仕組みになっていません。しかも、町内企業の水需要の見通しも根拠が不十分で、不確定なものです。既に、下山の工業団地での水需要計画は破綻をしております。また、一企業から日量3,000トンの要望も、あくまでも要望で、実際に日量3,000トンの水が必要とする時期も、見通しもない状況です。これが実態ではありませんか。

畑川ダムは京都府が維持管理をしており、近年の異常気象を考えると、数カ月も雨が降らないで渇水が続けば、取水制限を受けることも予想されます。ダムの目的も洪水調整が第一の目的になっており、京丹波町への給水分を減らし負担割合の見直しを求め、もっと京都府の負担割合を増やすように求めるべきです。

また将来の水需要の見込みのない投資は、公営企業会計では水道料金の引き上げになり、住民負担となります。私たちの住む丹波高原は、分水嶺の地域であり水不足に悩まされてきました。そのため、山水や伏流水などと合わせて水原や下山に新規水源を求めて、9,100トンもの水も確保しました。また、現在使用している施設の維持管理に、もっと重点を移すべきです。そして、担当職員が現場にも立ち会うなど、現場主義を徹底して老朽化した施設改修や、水源の枯渇などへの対策を急ぐべきです。

ダムに全てを頼る考え方から、既存の施設維持、改修などを計画的に実施すべきです。ダムに頼らなくても安心しておいしい水を十分賄えることは、事業報告からも明らかです。畑川ダムはその役割を洪水調整とし、ダムに頼る水需要計画を見直し、京丹波町の将来人口予想を各種のデータから総合的に判断して、高齢者はもちろん若い人でも安心できる低料金で、安心安全でおいしい水が供給できる、水需要計画を持つことを求めて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○8番（原田寿賀美君） 認定第5号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

ご案内のとおり、本町の水道事業につきましては、人口密度が低い中山間地における事業であります。特に整備面や管理面において大変不利な状況にある中で、平成10年度により丹波瑞穂統合簡易水道事業の実施、また平成13年度には、和知簡易水道事業に着手をされまして、平成28年度末をもって全ての整備が完了するところまでできております。

平成27年度においては、未給水区域であった丹波、瑞穂の上新田地区、小野地区の配水管布設工事や、和知西部の低区配水池工事や、配水管布設工事に取り組み、安心安全で安定した水道水の供給という使命達成のため、積極的かつ継続的に事業が展開をされてまいりました。

歳出の決算書を見ますと、施設費の工事関係については3億3,808万5,440円であり、これは前年度に比べますと1億4,524万3,960円の増となっております。確実に整備が進められている結果として受け止めてまいりたいと思います。

また、水道管理費の維持補修工事費につきましては、決算額9,636万5,623円に対しまして、前年度比5,877万1,297円の増となっております。このことにつきましても、施設の修繕箇所や配水、給水管の修繕が増加しているものと思います。今後においても、さらに増加するものと考えております。

歳入におきましては、水道使用料の徴収率につきましては、前年度より少し徴収率が上がっておりますが、多くの未済金がありまして、限られた人員の中での徴収業務であります。安定した経営を行うためにも、未収金の減少に努力いただきますことを特にお願いをしておきたいと思います。

水道事業の置かれている現状につきましては厳しいものがあり、将来の予測人口や節水意欲の向上によりまして、料金収入が大きく増加することは難しく考えております。今後一層

厳しくなるものと考えられる一方、配水管や給水管の耐用年数の到来により、漏水対策や施設の機械整備の更新に取り組んでいくことが必要となることもあります。

安定した健全運営のため、未収金対策により一層努力されるとともに、安心安全な水道水の安定供給のため、維持管理に万全を期することを願いますとともに、本年度末において一つの水道事業となるわけでございますので、現在進められております畑川浄水場高度浄水処理施設の建設や、和知地区に残ります配水管の工事等が着実に進められ、一日も早く完了することを期待いたしまして、本決算に対する賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成27年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成27年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成27年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成27年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○10番（村山良夫君） 認定第9号 町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、次の点を指摘して反対討論をいたします。

1点目は、本事業は路線バス事業としているために、約1,000万円の収益を上げるため、一般会計から7倍に近い6,700万円を投入しておきながら、その費用対効果は路線バス事業であるがゆえにJR路線が優先され、町内を横断する国道9号線に停留所、いわゆるバス停が設置できず、特に竹野地区の皆さんは農協とか郵便局に行かれる場合、最も近いバス停から500メートルから800メートル徒歩で行かなければならない状況で、交通弱者と言われる高齢者の方には、到底利用はできない状況であります。また、このことは費用対効果の面でも、1,000万円の収益を上げるために7倍近い投資状況の改善も、また路線バスとしての停留所問題も数年前から指摘されながら、その改善の跡は全く見られない状況であります。

2点目は、未済に対する対応であります。22年度より発生してある未済額、いわゆる未納額は、5年間放置したままで決算特別委員会で担当者等の話を聞いてますと、時効の到来を待ち不納欠損金として会計処理をするような考え方の節が見られます。その理由は、その対象者が一人になったという話がありますが、契約した相手は有限会社であり、役員いわゆる株主は連帯責任があるはずです。町民の負担の公平性を考えれば、有限会社である以上、やっぱり許される行為ではないと思います。使用料の未済の町民の皆さんにも、それなりの理由はあります。本件が特別な理由があるのなら、町民が納得できる理由を明確にすべきであります。

以上が反対の理由であります。なお本事業は路線バス事業からスクールバス事業業務の教育事業と交通弱者対策の福祉事業に特化した事業として、検討すべき時期であるということとを提案、指摘して、私の反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

私は今、唾然たる気持ちでこの場にいます。なぜなら、町営バスは、今や町民になくて

はならない交通機関としてしっかりと定着しております。少子高齢化が急速に進展する中にありまして、町営バス事業は子どもたちの通学や高齢者の買い物、通院などの交通機関として、日常生活の中に深く定着している現実にあります。また、これに至りますまでに、須知高校生の町営バス利用促進助成制度や、京丹波町病院への通院等に対応した新規路線の導入、機能性の向上や省エネ、経費節減のための小型化、さらには乗り継ぎ料金の上限設定などのさまざまな改善を対策として行ってきました。これらの対応は、高く評価するものであります。

しかし、他方、課題もまだまだたくさんありますことは事実であります。これからも引き続きまして、弛まぬ努力と不断の見直しを重ね、さらによりよい町営バス運行事業のあるべき姿を求めて、みんなで一緒に努力を重ねていくことを申し述べ、賛成の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第27、発議第1号 次期介護保険制度改革における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書》

○議長（野口久之君） 日程第27、発議第1号 次期介護保険制度改革における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

森田君。

○3番（森田幸子君） それでは、発議第1号 次期介護保険制度改革における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について、提案説明を申し上げます。

平成27年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針いわゆる「骨太の方針」の中で平成30年度の次期介護保険制度改革で、要介護2以下の軽度者に対する福祉用具利用の給付抑制を検討することが盛り込まれました。さらに、平成27年12月に経済財政諮問会議より提示された経済・財政再生計画改革行程表の社会保障分野の負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化において、軽度者にかかる福祉用具貸与及び住宅改修にかかる給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、本年末までに結論とし、来年度末までには関係審議会等における検討の結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるとの計画が示されました。

ここでもし一律に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになり兼ねず、また福祉用具、住宅改修の利用が抑制され、重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。したがって、次期介護保険制度改革における福祉用具、住宅改修の見直しにつきましては、高齢者の方々の住みなれた地域での自立した生活を支援し、介護の重度化を防ぐという介護保険制度の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から、検討を行うことを強く求める意見書を提出しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。ご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、意見書案については、事務局より朗読させていただきます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

事務局長。

○議会事務局長（堂本光浩君） それでは、意見書案を朗読させていただきます。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）。

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒・骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っており、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。また、軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者への負担増大になり兼ねず、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあり、介護人材の不足に拍車をかけることになり兼ねない。よって、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から、検討を進めることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月27日、京都府京丹波町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発議第1号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の質疑を行います。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 1点ほど提案者にお伺いしたいんですけども、ただいまの意見書は福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書ということであります。今回の次期介護保険制度の改正の中にはね、この福祉用具等の給付の見直しと、さらに要介護1・2の軽度者の訪問介護の生活援助も盛り込まれております。これも自己負担となります。そういったことも、大変在宅で生活する上で、やはりヘルパーさんに来ていただいて生活、洗濯、食事、そういったことの支援も必要な方がたくさんおられます。そういったことも盛り込まれている中で、この福祉用具と住宅改修だけに限られたのか、その理由だけお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ただいま質問にありましたように、さまざまな課題が論点となっておりますが、ただそうなる負担と給付、また受け皿や介護人材など介護保険制度に全体にかかるさまざまな課題について、幅広い議論が必要と、議論を深めなければならない上に、また各項目での課題、賛否についても、それぞれに意見が分かれる可能性が高いことから、今回はこの福祉用具、住宅改修の見直しに絞った意見で提出したいと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、答弁をいただきまして、今回はこの福祉用具と限ってということではありますが、今後、やはりそういった介護に携わることにに関して、先ほど私が申しましたような生活支援に関しても、やはりそういった意見書を提出したいという思いがあるのかどうか、提出者の思いをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、今後のことについての意見であります、また委員会で皆さんと議論していきながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もちょうとお尋ねをしておきたいと思うんですけども、提案者の森田議員さんは、政府与党の公明党に所属をされておられるわけで、この骨太方針というのは閣議決定もされた内容でございまして、政府与党の中に入っている党です、この骨太方針を推進すると、こういう立場ではないのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今言われたこともあるかとは思いますが、いろいろ制度においては見直しということも前提として公明党は、今後またよりよい制度になるように頑張っていくと期待しております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もちろん決まればですね、そういう多数で決まるわけですから、全会一致ということがなければ当然そういうことだと思いますが、政権与党で中枢におられるわけですし、そこの骨太方針の閣議決定の中においてですね、所属の議員として政府与党として決定したこの内容に反対することになるんじゃないかというように思うんですけど、そういう面ではどんどん介護保険の内容が改悪されて、当初の目的からどんどんと離れていってとこう思うんですけど、それについてですね、今出されておる福祉用具の関係等については当然継続すべきだと私どもも思いますけれども、やはり根本的なこの骨太方針に基づ

いて見直しがされてきているわけですから、やっぱり一番大もとになる骨太方針ですね、そういう社会保障分野をどんどん切り捨てていくということに対して、きっぱりとおかしいという声を上げるべきではないかと思うのですけれど、その点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今言われましたその制度的なことについては、国会議員さんがまたいろいろさまざまな検討課題として考えていっていただくということで、私たちも応援するというような立場でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 国会議員さんが決めるということでございますけれど、やはり下からですね、声をしっかり上げて、その声をやっぱし受け止めて、やっぱり国会議員の役割を果たしていただくということやと思いますので、特にまあ公明党の場合にはですね、一致団結された統一されたそういう政党でございますので、やっぱり下からの声をもっとしっかり上げていただいて、府や国へもそういう声が届いていくと、そういうようにあるべきだと思いますし、そういう面ではですね、もっとそういう声をまとめていくと、政党としてもやっていただくし、議会の中でもですね、そういう幅広いやっぱり取り組みをしていく、そういうことが必要だと思いますので、合わせて見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） また皆様の、様々な町民様の声は、また国会に届けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案されております次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書案について、賛成するものであります。

本意見書案は、委員会の審議を通じて委員会発議への合意が提案されましたが、この案以外の変更は同意できないと、提案者から申し入れがあり合意できませんでした。この意見書案への見解を申し上げて、賛成討論といたします。

昨年、強行されました介護保険制度の大改悪により、経済的理由でサービス利用を断念するなどの事態が広がっています。また、深刻な介護人材不足のもと、介護報酬引き下げの影

響は重大です。こうした問題も取り上げるべきであります。福祉用具貸与と住宅改修の問題に限定した意見書案では不十分と言わなければいけません。とりわけ軽度者にかかわっては、特別養護老人ホームへの入所を原則要介護3以上に限定する改悪が行われたほか、要支援1・2の通所、在宅サービスを介護保険から外し、市町村が行う総合事業に移行させる問題を巡って、利用者、家族と介護事業者の中で不安が広がっているところです。

さらに政府は、要介護1・2の家事援助サービスについても廃止を含めた検証を始めています。まさに軽度者を狙い撃ちにしたサービスの切り捨てであり、介護の重度化を招きかねないという点からも、介護の社会化という当初の理念に逆行するという点からも、断じて認めるわけにはいきません。骨太方針に基づく社会保障予算削減を目的にしたサービス切り捨て路線の抜本的な転換こそが求められる点を指摘して、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほか、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。

発議第1号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願います。

《日程第28、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第28、閉会の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長からの所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成28年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 岩田恵一

〃 署名議員 北尾潤